

労働保険とは…

労働保険という保険はありませんが、労働者災害補償保険(以下、「労災保険」という。)と、雇用保険とを総称して労働保険と呼んでいます。

1. 労災保険とは…

労災保険は、「労働者が災害にあったときに補償してくれる保険」であり、その災害には「業務上」と「通勤途上」の負傷、疾病、障害、死亡があり、それぞれに保険給付があります。

① どんな会社が加入対象なの？

労働者を1人でも使用している法人事業所は、労災保険の強制適用事業所とされます。事業主や従業員の意思に関係なく、その事業が開始された日に自動的に保険が成立し、事業主には保険料を納付する義務が生じ、従業員には業務上(または通勤途上)の災害が発生したら保険給付を受けられることになります。

② どんな社員が適用なの？

すべての労働者が労災保険の適用になります。したがって、正社員・パートタイマー・アルバイト等の雇用形態は関係ありません。(使用者は、特別に加入する制度があります。)

③ どんな補償なの？

仕事中や通勤途中のケガや病気、それに伴っての障害や死亡したとき

- ・原則、病院等での治療費が無料
- ・賃金を受けない休業が、4日以上になったときの休業補償
- ・一定以上の障害が残ったときの補償
- ・死亡したときの遺族への補償・葬祭費 ほか



④ 保険料はいくら…？

事業主のみが、保険料を支払います。

原則的には事業主がその事業に使用するすべての労働者に支払う賃金の総額に労災保険率(業種により4.5/1,000~118/1,000 危険度の高い業種ほど高くなる。)を乗じた額です。

(なお、石綿健康被害救済法により、全労働者に支払った賃金総額に0.05/1,000を乗じた額が加算されます。)

(例) IT業、労働者5人、労働者1人あたり年収500万円
 $2,500万円 \times 4.5/1,000 + 2,500万円 \times 0.05/1,000 = 113,750円/年$

※なお、お問合せいただければ詳細をご案内いたします。



2. 雇用保険とは…

雇用保険は、労働者が失業したときには失業給付を行い、失業した労働者の生活の安定や再就職の促進を図ります。

また、高齢社会や女性の職場進出等の雇用情勢の変化に応じて、「雇用の継続が困難となる事由が生じた場合」に雇用の継続を促進するため、一定の要件は必要ですが、失業せず在職中の労働者に高齢・育児・介護関係の給付があります。

① どんな会社が加入対象なの？

労災保険と同様、労働者を1人でも雇用している法人事業所は、事業主や労働者の意思に関係なく強制的に加入義務が生じます。

ただし、雇用保険は、労災保険と違い、雇用形態によって、強制適用事業所に雇用されていても適用が除外されて加入できない労働者がいますので注意が必要です。

② どんな社員が適用なの？

雇用保険の適用事業所に雇用される労働者で、法律によって適用が除外されている者を除き適用になります。

では、適用が除外される者とは…

- ・65歳に達した日以降に雇用される者
- ・短時間労働者であって、かつ季節的に雇用される者、または短期の雇用につくことを常態とする者
- ・4ヵ月以内の期間を予定して行われる季節的事業に雇用される者 ほか

③ どんな補償なの？

雇用保険の失業等給付は、求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付及び雇用継続給付に区分されています。

- ・求職者給付：いわゆる失業手当（失業中の生活保障） ほか
- ・就職促進給付：再就職の援助 ほか
- ・教育訓練給付：一定の教育訓練の受講費の補助
- ・雇用継続給付：失業せず在職中の高齢・育児・介護関係の給付



④ 保険料はいくら…？

事業主と労働者が一定割合で各々負担します。

事業主が労働者に支払った賃金総額に雇用保険率を乗じた額です。（雇用保険率は3種類。一般の事業は15/1,000、農林水産業・清酒業17/1,000、建設業18/1,000 失業率の高い業種ほど高くなる。）

- （例） IT業、労働者5人、労働者の月給40万円
事業主負担：200万円 × 9/1,000 = 18,000円 / 月
労働者負担：200万円 × 6/1,000 = 12,000円 / 月

※なお、お問合せいただければ詳細をご案内いたします。

